

【レンタル約款】

お客様（以下「甲」という）が、浅草テックシステム株式会社（以下「乙」という）の発行した「注文書」に記名・捺印の上、乙に提出し、乙がそれを受け取った時点で、賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）の成立となります。契約成立をもって、一切のレンタル契約について、本約款へ同意いただいたものとし、別に契約書類または、取り決め等による特約が無い場合は、下記約款条項を適用いたします。

《第1条》 レンタル契約の内容

1. レンタル物件（以下「物件」という）、権利等（ソフトウェア製品の使用許諾を含む）の数量、型名、品名、仕様、レンタル期間、レンタル開始日、レンタル終了日、レンタル料金、納期、納品場所（日本国内に限る）、支払期日、支払条件等、レンタル契約に必要な事項その他レンタル契約の内容（以下「契約内容」という）は、書面に定めるものとします。
2. 乙は、甲の承諾を得ることなく本約款の内容を変更することがあります。その場合、甲は変更後の内容に従うものとします。

《第2条》 レンタル期間

レンタル期間は、乙が甲に物件を引き渡した翌々日をレンタル開始日とし、甲が乙に返送する前日までをレンタル終了日とします。なお、レンタル終了日までの消印で物件を発送した場合はレンタル終了日までに返還したものとします。ただし、甲及び乙に別段で合意がある場合はこの限りではありません。

《第3条》 レンタル期間の延長

1. 以下に定める期日までに、甲から延長期間を定めて期間延長の申出があった場合は、甲が本約款の規定及びその他乙の合意内容に違反していない限り、乙は申出を承認するものとし、以降繰り返し延長する場合も同様とします。
 - ・レンタル期間 1週間～3週間未満：レンタル終了日の 2日前まで
 - ・レンタル期間 3週間以上：レンタル終了日の 5日前まで
2. 乙が物件を延長前と同じ条件で提供できない等の事由がある場合には、乙はレンタル契約を終了すること、または条件を変更することができるものとします。
3. 甲において第1項に定めたレンタル契約の終了または延長の申込の意思表示がなされない場合、乙は、甲から延長の申込があったものとみなすものとし、延長した期間分の料金を追加で請求いたします。また、以後も同様とします。

《第4条》 レンタル料金等

1. レンタル契約のレンタル料金は、乙が定めるレンタル期間1週間の場合のレンタル料金（以下「基本料金」という）と期間料率により計算する方法等、乙の定める計算方法によるものとします。
2. 甲は乙から交付される「見積書」と「請求書」記載のレンタル料金、運送諸経費及びその他代金に、消費税を付した金額（以下「レンタル料金等」という）をそれら記載の支払期限までに乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払います。なお、その際にかかる振込手数料は甲が負担するものとします。
3. レンタル期間が延長された場合の延長時のレンタル料金は、総レンタル期間（延長時までの使用期間＋延長した期間）に応じた期間料率により算定された金額とします。

《第5条》 物件の納品

乙は、物件を、契約内容に定められた納期、納品場所（日本国内に限る）に従い、乙の決定した手配方法により納品するものとします。

《第6条》 担保責任

1. 乙は甲に対して、納品時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、物件の甲の使用目的への適合性その他の事項については、甲及び第三者に対して一切担保しません。
2. 甲が乙に対して物件の納品を受けた後、乙の3営業日以内に書面により物件の性能の欠陥を通知しなかった場合、物件は正常な状態を備えて甲に納品されたものとします。

《第7条》 物件の性能不良に対する対応

1. 甲の責によらないで生じた性能の欠陥により物件が正常に動作しない場合には、乙は物件を修理、または取り替えます。
2. 前項の物件の修理または取り替えに過大の費用または時間を要する場合、乙は、レンタル契約を解除することができるものとします。
3. 乙は、物件の使用不能の状態を考慮して、使用不能期間中のレンタル料金を日割計算により減免する他は、甲に対して損害賠償の責任を負いません。
4. 乙は、第1項または前項に規定する以外には、物件が正常に動作しないことに関して責任を負いません。

《第8条》 物件の保管、使用、維持

1. 甲は、物件の保管、使用にあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱い、物件の保管・使用・維持に要する消耗品代その他の費用を負担するものとします。
2. 甲は物件の保管にあたり、乙の書面による承諾を得ないで、次に定める行為をしないものとします。

- (1) 物件をその本来の使用目的以外に使用すること
 - (2) 物件を指定の設置場所から移転すること
 - (3) 物件を第三者に譲渡、転貸すること
 - (4) 物件の占有名義を第三者に移転すること
 - (5) 物件を分解または改造すること
 - (6) 物件に貼付された標識、ラベル等を除去、汚損すること
 - (7) 物件について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定すること
3. 甲は、第三者からの強制執行その他の法律的存在あるいは事実的な侵害を被らないように物件を保全するとともに、仮にそのような事態が発生したときは、直ちにこれを乙に通知し、かつ速やかにその事態の解消を図るものとします。
 4. 前項の場合において、乙が物件保全のために必要な措置を取った場合、甲は一切の費用を負担するものとします。
 5. 物件自体またはその設置、保管もしくは使用を原因として、第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償するものとし、乙は一切の責任を負いません。

《第9条》 物件の使用地域

1. 甲の物件の使用地域は、日本国内に限ります。
2. 乙が物件の所在場所の確認を求めた場合、甲は書面（電子メールを含む）にて速やかに回答するものとします。

《第10条》 ソフトウェアの複製等の禁止

1. 物件の全部または一部にソフトウェアが含まれる場合、甲はそのソフトウェアに関して次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 有償・無償問わず、ソフトウェアの全部または一部を第三者に譲渡、もしくはその再使用権設定を行うこと。または、第三者に複製、使用させること
 - (2) ソフトウェアを物件以外のものに利用すること
 - (3) ソフトウェアの全部または一部を複製すること
 - (4) ソフトウェアを変更、または改作すること
2. 甲は、乙または乙の代理人からソフトウェア機密保持のために必要な措置を求められたときはこれに従います。
3. 甲は、ソフトウェアの保管または使用に起因して損害が発生した場合には、一切の賠償責任を負い、乙に一切の負担をかけないものとします。

《第11条》 物件の紛失、毀損等

1. 甲は、物件の紛失または毀損等が発生した場合、理由の如何を問わず、直ちに乙に通知するものとし、その後の手続きについては乙の指示に従うものとします。

2. 甲が自己の責による事項で物件を紛失・滅失（修理不能または所有権の侵害を含む）、毀損（所有権の侵害を含む）した場合、甲は乙に対して、次に定める通り損害を賠償するものとします。
 - (1) 物件が紛失・滅失、または盗難された場合 一律 39,800 円(税抜)
 - (2) 物件が損傷した場合 一律 29,800 円(税抜)
 - (3) 物件の付属品が紛失・滅失、損傷した場合 一律 8,980 円(税抜)
3. 前項の場合、甲は物件の使用の可否に関わらず、レンタル期間中はレンタル料金の支払義務を免れません。なお、機器の修理期間分として当該機器の最低レンタル料金をご請求致します。
4. 甲は、第 2 項の損害金の支払い後に当該物件を発見した場合であっても、損害金の返金を請求することはできないものとします。
5. 甲は、第 2 項の損害金の支払い後、当該物件を発見した場合は、当該物件を返還する義務を負わないものとします。
6. 甲による第 2 項の損害金の支払いを条件に、甲及び乙は協議の上、物件の代替機を貸与するか否か決定するものとします。なお、当該代替機は当該物件と同種のものとは限らず、甲はこれを承諾するものとします。
7. 返還された物件が過度に汚れている場合、クリーニング代 980 円(税抜)、分解清掃代 4,980 円(税抜)、またレンタル商品にへこみ、キズ等を付け再レンタルが不能な場合、乙は第 2 項の通り損害金として、甲に 39,800 円(税抜)をご請求致します。

《第12条》保証

1. 乙は、物件に対して乙所定の保証を付与するものとします。
2. 物件に不具合や故障が発生した場合には、甲は、直ちにその旨を乙に通知するものとします。
3. 甲が前項の義務を履行した場合、自然故障に限り、甲の修理代金は免除されます。ただし、甲が前項の義務を怠り、または故障が次の原因である場合はこの限りではなく、甲は乙に対して修理代金及び損害金として、第 11 条による金額を支払います。
 - (1) 外的要因（落下、破損、水没、過電圧等）
 - (2) 自然災害（地震、水害、落雷、風災、雪災等）
 - (3) 火災
 - (4) 消耗品等（バッテリー、電池等）
 - (5) 改造
 - (6) ウイルス
 - (7) 経年劣化
 - (8) 誤使用
 - (9) 損耗・錆

(10) 二次被害

4. ただし、前1～3項は無形資産（ソフトウェア含む）には適用されず保証対象外とします。

《第13条》 監査

1. 乙は、甲と事前の協議の上、物件の使用状況などに関し、必要に応じて甲の事業所へ立入検査できるものとします。
2. 乙は、前項の監査及び前項の報告徴収または立入検査の結果、必要と認める場合には、甲に対し、改善や物件の利用の中止を求めることができるものとします。
3. 甲は、善管注意義務をもって物件の管理を行うものとし、乙は、甲に対し、物件の使用状況または管理状況等に関し、随時報告を求めることができるものとします。

《第14条》 中途解約

1. 甲は、レンタル期間中といえども、甲の申し出により物件を乙の指定する場所に返還してこの契約を解約することができます。ただし、最短レンタル期間は1週間とし、数日間のご利用でも、1週間単位でのレンタル料金等をご請求致します。例外として、テレワークセットの最短レンタル期間は1ヶ月とし、数週間のご利用でも、1ヶ月単位でのレンタル料金等をご請求致します。
2. 前項の定めにより甲がレンタル契約を解約する場合、甲が物件の返還を行ったことを条件に、乙は支払済みのレンタル料金等と、解約日までのレンタル期間に応じた期間料率により算定された、レンタル料金等の差額を返還または請求致します。

《第15条》 契約の解除

甲が次の各号の一にでも該当した場合には、乙は催告、通知なくこの契約を解除することができます。この場合、甲は乙の債権の確保及び物件の保全等に要した費用、ならびに解約日までのレンタル期間に応じた期間料率により算定されたレンタル料金等と支払済レンタル料金等との差額を、損害賠償金として直ちに現金で支払います。

- (1) レンタル料金の支払を1回でも遅延したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、強制執行、競売、任意整理、特定調停、破産、会社更生、民事再生等、またはその他法的倒産手続きの申し立てを受け、または自ら申し立てたとき
- (3) 監督官庁により営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
- (4) 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、または発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき
- (5) 資本減少、事業の廃止、解散等の重大な変更の決議をしたとき

- (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- (8) 故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えた、または滅失したとき。
- (9) 第 19 条のいずれかに該当する行為をし、または第 19 条 1 項の規定に基づく表明、確約に関して違反または虚偽の申告をした事が判明したとき。
- (10) お申込み時の利用目的と異なる利用方法で物件を利用していたとき。
- (11) その他本契約の各条項に一つでも違反したとき。

《第16条》 物件の返還

1. この契約が期間満了により終了したまたは前条の規定によって契約が解除されたときは、甲は乙の指定する場所へ物件を直ちに返還します。返還を受けた物件にデータが残存する場合、乙は OS クリーンインストールを行い、物件に残存するデータを完全に消去します。返還完了後は、甲からの当該データの返還、修復又は賠償の請求に応じないものとします。
2. 前項の通り、OS クリーンインストール実施後に万が一データが残存していた場合、残存データの漏洩等により、甲及び第三者に損害が発生したときは、乙は一切の責任を負わないものとします。
3. 前項の場合において、甲の責により物件を返還せず（滅失を含む）、または毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して損害賠償として第 11 条による金額を支払います。

《第17条》 費用負担と支払遅延・返還遅延損害金

1. この契約の締結に関する運送費等及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は甲の負担とします。
2. 消費税等額（消費税および地方消費税額）は、甲の負担とします。消費税等額が増額されたときは、甲は、乙の請求により、直ちに増額分を乙に支払います。
3. 甲がこの契約に基づく一切の債務の履行を遅滞した場合、甲はその支払い期日の翌日より完済に至るまで年 14.6%の割合による延滞利息金（支払遅延損害金）を支払います。
4. 甲は、物件の返還を遅延したときは、当該遅延期間相当分のレンタル料金及び返還遅延損害金を支払うものとします。なお遅延期間 1 週間あたりの返還遅延損害金は 1 週間のレンタル料金に相当する金額とし、遅延期間が 1 週間未満の場合は 1 週間とみなします。ただし、物件の返還の遅延が、甲の責によらない事由によるものである場合はこの限りではありません。

《第18条》 注文確定後のキャンセル料金

1. 注文確定後のキャンセルは、レンタル開始日の 7 日前より、甲は、乙に下記の通りキャ

ンセル料金を支払います。ただし、レンタル料金には、ハードウェア、ソフトウェア、各種オプション料金等が含まれ、発送済みの場合は往復送料も含まれます。

- (1) 発送日またはレンタル開始日の 6 日以前の場合、キャンセル料金なし
 - (2) 発送日またはレンタル開始日の 5 日前～3 日前の場合、最短期間レンタル料金の 30%
 - (3) 発送日またはレンタル開始日の 2 日間または前日の場合、最短期間レンタル料金の 50%
 - (4) 発送日当日及び発送済みの場合、最短期間レンタル料金の 100%
2. 注文確定後、発送日の 7 日前までは、台数減変更等にキャンセル料金は発生しません。
しかし、それ以降の台数減変更の場合、甲は、乙に前項の通りキャンセル料金を支払います。

《第19条》反社会的勢力の排除

1. 貸借人は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総合屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）
 - (2) 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
 - (3) 自己または第三者の不正利益目的や第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
 - (4) 暴力団員等への資金等の提供、便宜供与等の関与をしていると認められる関係者
2. 甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (2) 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
 - (3) その他前各号に準ずる行為

甲が前 2 項に違反したときは、第 15 条(9)に該当するものとし、乙は、催告のみならず通知も行わずレンタル契約を直ちに解除することができる。これにより甲に損害が生じた場合にも、乙は一切の責任を負わないものとします。

《第20条》個人情報の取り扱い

甲及び乙は、本約款、レンタル契約及びレンタル個別契約の締結又は本約款、レンタル契約及びレンタル個別契約に基づく業務の履行に関し、直接又は間接に知り得た相手方の個人に関する情報を、善良な管理者の注意をもって、また法令等に従って秘密に保持するものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ずに第三者に開示してはなりません。ただし、他業

者にレンタル商品の修理を依頼する場合はこの限りではありません。

《第21条》 不可抗力

1. 天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他賃貸人の責に帰することのできない事由に起因するレンタル契約の賃貸人の履行遅延または履行不能については、賃貸人は一切の責をも負担しないものとします。
2. 前項の場合、乙は甲に対し通知の上、レンタル契約の全部または一部を変更または解除することができるものとします。この場合、甲は乙の指示内容に従うものとします。

《第22条》 合意管轄

この契約についてのすべての紛争に関する管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とします。